

2013年12月5日

千葉県知事 森田健作様

船橋市本町3-4-3  
千葉県学童保育連絡協議会  
会長 小川貴敏

### 要望書

日頃から学童保育施策充実にご尽力賜り深く御礼申し上げます。

昨年に引き続き放課後児童クラブを実施する市町村への助成も昨年度より拡充していただき、大変感謝しております。また、本年も県単事業である「小規模放課後児童クラブ補助事業」を継続し、学童保育の安定にご尽力いただき感謝致します。学童保育指導員の資質向上につきましても毎年研修を開催し、継続した学習の場が確保され、その必要性と期待は年々高まっております。

さて、2012年8月10日、国会で「子ども・子育て支援法」と「児童福祉法」の改正が可決・成立されました。学童保育は市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられ、「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定が都道府県と市町村に義務づけられました。学童保育の補助金は、市町村の「地域子ども・子育て支援事業計画」に基づき支出される交付金として出され、13事業一括の交付金となりました。また、国に「子ども・子育て会議」を設置すると同時に都道府県と市町村には「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされました。

学童保育は2013年5月1日現在、2万1635ヶ所あり、利用児童数は88万8753人となりました（全国学童保育連絡協議会調査）。県内は946ヶ所、3万9577人の利用となり、学童保育への期待は年々強まっています。しかしながら、必要なのに利用できない「潜在的な待機児童」は50万人にのぼると推測されるなど、量的拡大も急務の課題となっています。また、大規模問題、施設・設備などの条件整備、指導員の労働条件など多くの課題を抱えている状況です。

さまざまな課題を抱えながら、国・県・市町村が学童保育関係者と共に「よりよい学童保育」を求めて、施策充実に努めてきたことが、この度の新法成立と児童福祉法の改正により、更なる発展を遂げることができるよう市町村への働きかけをお願いいたします。

以下、私たちの要望をまとめましたので、ご検討の上、12月31日までに文書でご回答くださいますようお願い申し上げます。また、回答内容につきましては、担当課との懇談の場を今年度末までに設けていただけますよう併せてお願い申し上げます。

## 1 国への働きかけを強めてください。

- ① 「子ども・子育て支援法」の成立により、国が学童保育の基準を省令で定めることになりました。県は現状を把握した上で子どもたちの安全・安心につながる基準がつけられるよう働きかけてください。
- ② 国の基準の「指導員の資格」「配置人数」は市町村が従うことになりま  
すので、県は学童保育の実態を訴え、指導員の質的向上と安全な保育が  
行えるよう働きかけてください。
- ③ 厚生労働省が策定した「放課後児童クラブガイドライン」に基づく学童  
保育の質的向上のため、放課後児童健全育成事業など各種補助金の抜本  
的増額と共に、国の補助率を上げるように国に求めてください。

## 2 千葉県独自の事業拡充に努めてください。

- ① 「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。  
策定の際、私たち学童保育関係者に意見を述べる場を設けてください。
- ② 「地方版子ども・子育て会議」を設け、その場に私たち学童保育関係者  
を加えてください。
- ③ 「千葉県放課後児童クラブガイドライン」に沿って、改善措置を講じた  
市町村へは他県同様に「奨励金」などの国庫補助金への上乗せ予算措  
置を講ずるなど「ガイドライン」促進に努め、「子ども・子育て支援法」  
で示された条例づくりの基盤となるようガイドラインの具体化を図る  
よう市町村に働きかけてください。
- ④ 児童数71人以上の学童保育の実態調査を実施し、分離分割に必要な施  
設整備予算を計上してください。
- ⑤ 放課後子ども教室の充実と発展は子どもたちにとって非常に重要と考  
えますが、放課後児童健全育成事業と一体的運営をすることは子ども達  
のためにならないと考えます。県内の全児童対策事業の実態調査をし、  
双方の事業が発展するよう働きかけてください。
- ⑥ 待機児童の実態を把握し、問題が解消されるよう働きかけてください。

- ⑦ 県単事業である「小規模放課後児童クラブ補助事業」が有効活用されるよう、事業の実施・運営主体に対し、周知徹底を図るとともに、現在、国庫補助対象外の小規模放課後児童クラブが本事業の対象となるよう当該の市町村に対し、適切な指導を行ってください。
- ⑧ 「発達障害者支援法」第9条の規定と厚生労働省育成環境課通知に従い、障害を持つ子どもの入所を推進する姿勢を市町村に改めて明示し、必要とされる指導員加配ができるよう予算措置を行ってください。また、受け入れを促進するために施設整備と指導員研修の充実を図ってください。
- ⑨ 学童保育指導員の資格があいまいになっています。国も具体的な資格について言及できていません。今後多くの指導員が必要となるに当たり、指導員の質を確保し、身分を保証するためにも県独自の講習受講を条件に学童保育指導員資格認定制度を作ってください。
- ⑩ 学童保育指導員の身分を保障し、労働条件の改善及び資質向上に努めてください。そのためにも、学童保育指導員の身分や労働条件、欠員等について詳細かつ直接的な調査を実施してください。
- ⑪ 県主催の指導員研修のいっそうの充実を図ってください。研修が保証されていない地域の指導員にとりましては、県主催の研修が極めて重要な学習の場となっており、学童保育指導員の資質向上への貢献度は年々高まっています。多岐にわたる研修内容が行われるよう努めてください。  
(例) 新人研修・指導員の仕事・発達障害・あそび・保護者との関わり・指導員のチームワーク

### 3 市町村の事業拡充に努めてください。

- ① 「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、国からの交付金が十分に下ろされるよう実態の把握に努め、私たち学童保育関係者に意見を求めるよう働きかけてください。
- ② 県内全地域で「地方版子ども・子育て会議」を発足するよう働きかけてください。その際、私たち学童保育関係者を参加させるよう働きかけてください。また、県内市町村の会議議事録を県のホームページで閲覧できるようにしてください。

- ③ 開設日や開設時間、施設の基準などを定める条例づくりの際は、県内に格差が生まれないよう県独自の条例案を示し、市町村の参考になるよう努めて下さい。
- ④ 市町村が「千葉県放課後児童クラブガイドライン」に沿って事業を実施しているか調査・評価し、内容の周知徹底と促進に努めてください。
- ⑤ 子どもたちが適正規模で生活できるよう71人以上の学童保育については早急に分離分割を行うよう指導してください。
- ⑥ 市町村の「放課後子どもプラン」の実施にあたっては、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」それぞれの充実を図ると共に、学童保育指導員が保育に専念できるよう「子どもへの対応が一体的」とならないよう指導してください。
- ⑦ 市町村に学童保育指導員研修を充実させるよう働きかけてください。

#### 4 緊急時対策マニュアル作成の見直しを指導してください。

- ① 東日本大震災後、緊急時対策マニュアルを作成・見直しを行ったか実態調査をし、評価をしてください。また、整備の遅れている自治体や運営主体に指導してください。
- ② 予防の観点からも重要な耐震工事の実態について調査・評価してください。